

名古屋港管理組合公報

令和7年5月15日

(木曜日)

第128号

目次

○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について 1

議 会 事 項

名古屋港管理組合議会告示第十九号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十五日

名古屋港管理組合議会

議長 坂田 憲治

第二条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」を「番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」に改め、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第四条第一項第三号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第二項第二号中「保有個人情報」の下に「（前項第三号に掲げる事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第六条第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第七条第一項中「第十五条第一項各号」を「第四十五条の二第一項各号」に改め、同条第二項中「個人データ」を「保有個人情報」に改め、同条第三項及び第四項中「第十五条第一項各号」を「第四十五条の二第一項各号」に改める。

第十四条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

様式第二（表）中「本人の法定代理人」を「法定代理人」に、「本人の任意代理人」を「任意代理人」に改め、「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削り、同様式（裏）中「提出する場合」を「提示し、又は提出する場合」に、「併せて提出して」を「併せて提示し、若しくは提出して」に改める。

様式第十一（表）中「本人の法定代理人」を「法定代理人」に、「本人の任意代理人」を「任意代理人」に改め、「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削り、同様式（裏）中「提出する場合」を「提示し、又は提出する場合」に、「併せて提出して」を「併せて提示し、若しくは提出して」に改める。

様式第十七（表）中「本人の法定代理人」を「法定代理人」に、「本人の任意代理人」を「任意代理人」に改め、「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削り、同様式（裏）中「提出する場合」を「提示し、又は提出する場合」に、「併せて提出して」を「併せて提示し、若しくは提出して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和七年五月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて作成されている様式第二、様式第十二及び様式第十七の用紙については、この規程による改正後の名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合